

# 告示

## 埼玉県告示第百九十八号

秩父市における地籍調査の成果を、国土調査法（昭和二十六年法律第百八十号）第十九条第二項の規定により国土調査の成果として認証したので、同条第四項の規定により次のとおり公告する。

令和四年三月十五日

埼玉県知事 大野 元裕

秩父市	令和二年度	地籍図三十二枚	神岡第五地区（令和四年三月	調査を行った成果の調査を行った認定
	令和三年度	地籍簿一冊	大滝の一部）	
			九日	